県民意見反映手続き(パブリック・コメント)の結果について(概要)

1 パブリック・コメントの実施について

- 条例施行後5年ごとの見直しのため、当事者・学識者・事業者等で構成する「条例 見直し検討会議」において議論を行った結果、条例のほか、<u>施行規則に定める整備基</u> 準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等 の検討を行う必要があるとされた。
- そこで、令和4年 10 月の条例改正を踏まえ、整備基準の見直しに向けて、専門的 見地等に基づく意見を聴取するため、「みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準 見直し検討会議」を設置し、検討を進めている。
- 検討に当たっては、これまでも適宜、当事者・関係団体、事業者、庁内関係課等に対してヒアリングや意見照会を行うとともに、当事者・事業者等で構成する「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」への報告など多様な関係者の意見反映に努めてきたが、更に幅広く意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施した。

2 パブリック・コメントの概要

(1) 意見募集期間

令和5年10月23日(月)から11月22日(水)

- (2) 意見募集の方法
 - ① 窓口(県政情報センター、各地域県政情報コーナー、地域福祉課)での配架
 - ② 県ホームページへの掲載
 - ③ 関係団体等に対する個別案内 ※事業者・当事者団体等に対しては、関連する項目を明示して案内

<個別案内先>

区分	件数
1. バリアフリー街づくり推進県民会議 委員及び団体	23 人・団体
2.整備基準改正による影響が予想される事業者団体 (1に含まれる団体を除く)	8 団体
3. 当事者団体(1に含まれる団体を除く)	4 団体
4. 建築関係団体	4 団体
5. 県内市町村(独自の条例を持つ横浜市・川崎市を除く)	31 市町村
合 計	70 団体等

その他、県記者クラブに対して参考資料送付

(3) 意見募集の結果及び反映区分(案)

反映	·区分	件数
1	改正案に反映したもの (意見の趣旨を既に案に記載している場合を含む)	1
2	既に規定しているもの	
3	意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの (ガイドラインへの反映を含む)	5
4	改正案に反映できないもの	1
5	その他(質問・感想など)	5
	合 計	12